

## 「遺産相続」もしもの備え、できていますか？

### A 遺言書を作成済みである（公正証書遺言）

⇒ あなたは相続対策ができています。資産の変動や家族構成、家族関係の変動などに伴い変更が必要な場合も少なくありません。年に1度は内容の見直しをすることをお勧めします。

### B 遺言書を作成済みである（自筆証書遺言）

⇒ あなたは相続対策ができています。しかし自筆証書遺言の場合法的な有効性のチェックがされていないため、改めて専門家のアドバイスを受ける、あるいは公正証書遺言にすることでより安心できます。また、資産の変動や家族構成、家族関係の変動などに伴い、変更が必要な場合も少なくありません。年に1度は内容の見直しをすることをお勧めします。

### C 遺言書を作成していない

⇒ 遺言書の目的は財産の分与だけではありません。もしもの時に、残された家族にあなたに代わって思いを伝える最後の伝言としての役割も大切です。遺言書があることで、残された家族はあなたの思いや願いを受け取ることができ、あなたを失った悲しみに加えて、あなたの希望が分からずに途方に暮れるというリスクを回避することができます。

## 争族(相続)危険度セルフチェック ～ 当てはまるものがありますか？

※これらはすべて、相続が発生した時に厄介な問題が発生したり、最悪の場合、相続がきっかけになって争う族になってしまう危険のある要因です。

- 1. 子供がいない
- 2. 再婚している
- 3. 法定相続人の中に連絡のつかない人がいる
- 4. 法定相続割合とは異なる遺産分割がしたい
- 5. 子や家族の中に障がい者や未成年がいる
- 6. 子や家族の中に認知症等の問題を抱えた人がいる
- 7. 事業を経営している
- 8. 非上場の株を持っている
- 9. 海外に資産を持っている
- 10. 所有する財産を把握できていない
- 11. 財産の多くが不動産である
- 12. 親からの相続で名義変更をしていないものがある
- 13. 相続税対策を考えていない
- 14. 家族に内緒の借金がある
- 15. 連帯保証人になっている
- 16. その他、不安なことがある